

4. 注記表

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- 1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- 2) 子会社株式：移動平均法による原価法
- 3) その他有価証券
 - 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

- ・肥料、農薬、飼料等については総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・農機製品等については個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・その他の購買品については売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

- ・個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）

- a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
- b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法
- c) 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法

建物（建物附属設備を除く）以外

- a) 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
- b) 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法
- c) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、全額費用処理を行っています。

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- 1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- 2) その他有価証券
 - 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

- ・肥料、農薬、飼料等については総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・農機製品等については個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・その他の購買品については売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

加工・利用事業棚卸資産

- ・原材料、仕掛品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

- ・個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）

- a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
- b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法
- c) 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法

建物（建物附属設備を除く）以外

- a) 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
- b) 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法
- c) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

- ② 無形固定資産
定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定
規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、
次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生
している債務者に係る債権及びそれと同等の状況
にある債務者に係る債権については、債権額から、
担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見
込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経
営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
に係る債権については、債権額から担保の処分可
能見込額及び保証による回収が可能と認められる
額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を
総合的に判断して必要と認められる額を計上してい
ます。なお、10百万円以下の債権については、過
去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒
実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後の予
想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、
貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基
づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修
正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産
査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立
した査定監査部署が査定結果を監査しており、そ
の査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるた
め、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上し
ています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末に
おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基
づき、計上しています。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込
額を当事業年度までの期間に帰属させる方法に
ついては、期間定額基準によっています。

b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の
発生時における職員の平均残存勤務期間以内の
一定の年数（10年）による定額法により按分
した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

- ② 無形固定資産
定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定
規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、
次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生
している債務者に係る債権及びそれと同等の状況
にある債務者に係る債権については、債権額から、
担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見
込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経
営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
に係る債権については、債権額から担保の処分可
能見込額及び保証による回収が可能と認められる
額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を
総合的に判断して必要と認められる額を計上してい
ます。なお、10百万円以下の債権については、過
去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒
実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後の予
想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、
貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基
づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修
正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産
査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立
した査定監査部署が査定結果を監査しており、そ
の査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるた
め、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上し
ています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末に
おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基
づき、計上しています。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込
額を当事業年度までの期間に帰属させる方法に
ついては、期間定額基準によっています。

b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の
発生時における職員の平均残存勤務期間以内の
一定の年数（10年）による定額法により按分
した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

処理することとしています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

⑥ 災害損失引当金

令和4年3月に発生した福島県沖地震およびその余震の災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準

リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。

② 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

イ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ウ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

処理することとしています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

⑥ 災害損失引当金

令和3年2月、令和4年3月に発生した福島県沖地震およびその余震の災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準

リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。

② 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

イ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ウ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

I 決算の状況

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

エ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

オ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

カ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

エ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

オ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

カ 介護事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成・福祉用具販売、貸与等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

キ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しております。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点、又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしております。

組合員が飼育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、当組合の貸借対照表の経済事業資産に計上しております。

当組合は、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益に計上しております。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しております。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点、又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしております。

組合員が飼育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、当組合の貸借対照表の経済事業資産に計上しております。

当組合は、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益に計上しております。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、仕切り書が到達した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

② 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

③ 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の事業収益が2,583,310千円、事業費用が2,584,241千円減少し、事業利益、経常利益、税引前当期利益がそれぞれ931千円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 39,497千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実行税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 128,710千円

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 47,816千円（繰延税金負債との相殺前）

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 174,014千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 323,289千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
算定方法は、「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,216,109千円であり、その内訳は、次のとおりです。

なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。

建物	785,692千円
機械装置	280,501千円
車両運搬具	500千円
構築物	146,796千円

I 決算の状況

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日

来キャッシュ・フローについては、令和2年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 320,983千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
算定方法は、「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準の「貸倒引当金」に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,206,964千円であり、その内訳は、次のとおりです。

なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。

建物	781,698千円
機械装置	275,350千円
車両運搬具	500千円
構築物	146,796千円
器具備品	2,620千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びA T M、自動車、器具・備品等（平成20年3月31日以前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当JAに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日

器具備品 2,620千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びA T M、自動車、器具・備品等（平成20年3月31日以前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は74,287千円です。

(4) 担保に供されている資産

担保に供している資産等は次のとおりです。

担保に供している資産	
その他の信用事業資産（信用差入保証金）	120千円
定期預金	350千円
担保に係る債務	
町水道事業公金取扱	464千円
市町収納代理公金	2,298千円

以下の資産は日銀オペ償還に伴う激変緩和措置対応資金を活用した借入金1,360,000千円の担保に供しています。

定期預金	1,500,000千円
上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金4,500,000千円を差し入れています。	

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額 110,526千円

(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は215,396千円、危険債権額は35,054千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は87,200千円です。

(4) 担保に供されている資産

担保に供している資産等は次のとおりです。

担保に供している資産

その他の信用事業資産（信用差入保証金）

128千円

定期預金 350千円

担保に係る債務

町水道事業公金取扱 135千円

市町収納代理公金 1,175千円

以下の資産は日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入金1,360,000千円の担保に供しています。

定期預金 1,360,000千円

上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金4,500,000千円を差し入れています。

(5) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 12,245千円

子会社等に対する金銭債務の総額 359,413千円

(6) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額

108,585千円

(7) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は237,597千円、危険債権額は397千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は250,451千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成11年3月31日

②再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

1,798,670千円

③同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・事業所等については地区事業本部ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店については、独立したキャッシュ・

I 決算の状況

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は237,994千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(8) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成11年3月31日

②再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

1,837,843千円

③同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 61,592千円 |
| うち事業取引高 | 3,345千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 58,247千円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 20,512千円 |
| うち事業取引高 | 2,967千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 17,543千円 |

(2) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・事業所等については地区事業本部ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、共用資産と認識しています。

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

フローを生み出さないため、共用資産と認識しています。

当期に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
村田町菅生	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
蔵王町円田	賃貸用固定資産	建物	業務内固定資産
角田市梶賀	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
大河原町中島	遊休資産	土地	店舗跡地
村田町関場	遊休資産	土地	ライスセンター隣地
蔵王町円田（給油所跡地）	遊休資産	土地	給油所跡地
蔵王町遠刈田	遊休資産	土地	支所跡地
蔵王町宮	遊休資産	土地	倉庫跡地
白石市小原	遊休資産	土地	支所跡地
白石市越河五賀	遊休資産	土地	支所跡地
白石市斎川	遊休資産	土地	支所跡地
角田市小坂	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町小斎（ライスC）	遊休資産	土地	ライスセンター跡地
丸森町大内	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町金山	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町小斎（倉庫跡地）	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町丸森（給油所隣地）	遊休資産	土地	給油所隣地
丸森町小斎	遊休資産	土地	支所跡地
村田町関場	一般資産	土地及び建物等	ライスセンター
白石市福岡	一般資産	建物	白石農機センター
角田市佐倉	一般資産	建物等	納豆センター

② 減損損失の認識に至った経緯

上記の一般資産については、営業収支が2期連続赤字であるまたは使用方法の変更が生じ、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

村田町菅生
114千円（土地 114千円）
蔵王町円田
20,360千円（土地 ー千円、建物 20,360千円）
角田市梶賀
253千円（土地 253千円）
大河原町中島
31,411千円（土地 ー千円、建物 31,411千円）
村田町関場
27,849千円（土地 27,849千円）
蔵王町円田（給油所跡地）
46千円（土地 46千円）
蔵王町遠刈田

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

当期に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
柴田町船岡	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市梶賀	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市高倉	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市枝野	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町小斎	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
川崎町小野	賃貸用固定資産	建物等	業務内固定資産
蔵王町円田	賃貸用固定資産	建物	業務内固定資産
白石市大平	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務内固定資産
角田市佐倉	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務内固定資産
村田町村田	遊休資産	土地	事業所跡地
蔵王町平沢	遊休資産	土地及び建物等	給油所
蔵王町円田（給油所跡地）	遊休資産	土地	給油所跡地
蔵王町遠刈田	遊休資産	土地	支所跡地
蔵王町宮	遊休資産	土地	倉庫跡地
白石市小原	遊休資産	土地	支所跡地
白石市福岡	遊休資産	土地	支所跡地
白石市斎川	遊休資産	土地	支所跡地
角田市藤尾	遊休資産	土地	支所跡地
角田市小坂	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町小斎（ライスC）	遊休資産	土地	ライスセンター跡地
丸森町大内	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町金山	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町小斎（倉庫跡地）	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町丸森（給油所隣地）	遊休資産	土地	給油所隣地
丸森町丸森	一般資産	土地	丸森農機センター
角田市佐倉	一般資産	土地	納豆センター
角田市江尻	一般資産	土地及び建物等	G P センター

② 減損損失の認識に至った経緯

上記の一般資産については、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

柴田町船岡
84,133千円（土地 84,133千円）
角田市梶賀
116千円（土地 116千円）
角田市高倉
110千円（土地 110千円）
角田市枝野
139千円（土地 139千円）
丸森町小斎
508千円（土地 508千円）

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

551千円（土地 551千円）
蔵王町宮
300千円（土地 300千円）
白石市小原
107千円（土地 107千円）
白石市越河五賀
12千円（土地 12千円）
白石市斎川
147千円（土地 147千円）
角田市小坂
93千円（土地 93千円）
丸森町小斎（ライスC）
125千円（土地 125千円）
丸森町大内
156千円（土地 156千円）
丸森町金山（倉庫跡地）
35千円（土地 35千円）
丸森町小斎（倉庫跡地）
7千円（土地 7千円）
丸森町丸森（給油所跡地）
242千円（土地 242千円）
丸森町小斎
159千円（土地 159千円）
村田町関場
41,392千円（土地 38,897千円、建物 1,734千円）
その他 761千円）
白石市福岡
4,287千円（土地 －千円、建物 4,287千円）
角田市佐倉
1,054千円（土地 －千円、その他 1,054千円）
合 計
128,710千円（土地 69,100千円、建物 57,793千円）
その他 1,816千円）

④ 回収可能価額の時価の算定方法

回収可能価額について、使用価値を採用している場合に適用した割引率は2.58％です。それ以外は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定されています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下げ額

期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が購買品供給原価に含まれています。

購買品供給原価 170千円

6 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原

I 決算の状況

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日	
川崎町小野	10,273千円（土地 -千円、建物 4,505千円、 その他 5,768千円）
蔵王町円田	4,624千円（土地 -千円、建物 4,624千円）
白石市大平	13,616千円（土地 7,563千円、建物 5,940千円、 その他 113千円）
角田市佐倉	26,724千円（土地 15,264千円、建物 11,415千円、 機械装置 44千円、その他 -千円）
村田町村田	112千円（土地 112千円）
蔵王町平沢	6,477千円（土地 351千円、建物 6,047千円、 その他 77千円）
蔵王町円田（給油所跡地）	141千円（土地 141千円）
蔵王町遠刈田	441千円（土地 441千円）
蔵王町宮	757千円（土地 757千円）
白石市小原	2千円（土地 2千円）
白石市福岡	244千円（土地 244千円）
白石市斎川	759千円（土地 759千円）
角田市藤尾	59千円（土地 59千円）
角田市小坂	32千円（土地 32千円）
丸森町小斎（ライスC跡地）	575千円（土地 575千円）
丸森町大内	473千円（土地 473千円）
丸森町金山	221千円（土地 221千円）
丸森町小斎（倉庫跡地）	59千円（土地 59千円）
丸森町丸森（給油所隣地）	1,411千円（土地 1,411千円）
丸森町丸森	2,177千円（土地 2,177千円）
角田市佐倉	8,030千円（土地 8,030千円）
角田市江尻	11,788千円（土地 8,459千円、建物 1,921千円、 機械装置 956千円、その他 451千円）
合 計	174,014千円（土地 132,148千円建物 34,453千円 機械装置 1,001千円、その他 6,411千円）

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日

資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、農家組合員に制度資金を転貸するための借入金です。

また、日銀オペ償還に伴う激変緩和措置対応資金を活用した借入1,360,000千円を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールす

ることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と

収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを

実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

④ 回収可能価額の時価の算定方法

回収可能価額について、使用価値を採用している場合に適用した割引率は3.1%です。それ以外は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定されています。

(3) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用に伴う簿価切下げ額

期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が購買品供給原価に含まれています。

購買品供給原価 134千円

6 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、農家組合員に制度資金を転貸するための借入金です。

また、日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入1,360,000千円を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.17%下落したものと想定した場合には、経済価値が63,388千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及

I 決算の状況

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.06%下落したものと想定した場合には、経済価値が17,202千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

びこれらの差額は、次のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	74,476,896	74,469,254	△7,642
有価証券			
満期保有目的の債券	9,434,928	9,483,960	49,031
その他有価証券	10,031	10,031	－
貸出金	38,270,375		
貸倒引当金(*1)	△272,442		
貸倒引当金控除後	37,997,933	38,153,000	155,067
経済事業未収金	2,192,731		
貸倒引当金(*2)	△47,404		
貸倒引当金控除後	2,145,326	2,145,326	－
資産計	124,065,116	124,261,572	196,456
貯金	127,514,600	127,491,485	△23,115
借入金	1,408,976	1,408,967	△8
負債計	128,923,576	128,900,453	△23,123

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（*2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	76,280,594	76,281,336	742
有価証券			
満期保有目的の債券	6,899,189	7,265,970	366,780
その他の有価証券	10,034	10,034	-
貸出金	37,080,800		
貸倒引当金(*1)	△281,696		
貸倒引当金控除後	36,799,104	37,071,181	272,077
経済事業未収金	1,794,767		
貸倒引当金(*2)	△36,751		
貸倒引当金控除後	1,758,015	1,758,015	-
資産計	121,746,938	122,386,537	639,599
貯金	126,120,951	126,116,583	△4,368
借入金	1,411,857	1,411,849	△8
負債計	127,532,809	127,528,432	△4,376

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券及び外部出資

債券は取引金融機関等から提示された価格によります。

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなして

います。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報に含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	6,707,237
外部出資等損失引当金	△762
合 計	6,706,475

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	74,476,896	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	600,000	-	-	-	-	8,900,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	10,000	-	-
貸出金(*1,2)	3,270,031	2,364,622	2,208,575	2,094,936	1,893,796	26,211,340

I 決算の状況

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日

経済事業未収金（※）	2,147,042	-	-	-	-	-
合 計	80,493,969	2,364,622	2,208,575	2,104,936	1,893,796	35,111,340

- （※1）貸出金のうち、当座貸越650,609千円については「1年以内」に含めています。
- （※2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等227,072千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- （※3）経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権45,688千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超内	5年超
貯金（※1）	120,594,393	3,441,972	2,441,037	624,535	361,892	50,768
借入金	3,255	1,363,325	3,627	3,796	3,800	31,170
合 計	120,597,648	4,805,297	2,444,664	628,331	365,692	81,938

- （※1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

7 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	4,523,302	4,878,810	335,508
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	4,911,626	4,605,150	△306,476
合 計		9,434,928	9,483,960	49,032

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額（※）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	10,031	10,042	△10
	計	10,031	10,042	△10

- （※）上記の評価差額10千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券該当ありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券該当ありません。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（*1）	6,796,637
外部出資等損失引当金	△798
合 計	6,795,838

- （*1）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	76,280,594	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	1,400,000	600,000	-	-	-	4,900,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	10,000	-
貸出金（*1、*2）	3,343,176	2,390,303	2,204,971	2,028,628	1,885,066	25,019,502
経済事業未収金（*3）	1,763,159	-	-	-	-	-
合 計	82,786,929	2,990,303	2,204,971	2,028,628	1,895,066	29,919,502

- （*1）貸出金のうち、当座貸越717,226千円については「1年以内」に含めています。
- （*2）貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等209,152千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- （*3）経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権31,608千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（*1）	119,218,998	2,563,976	3,020,525	675,262	597,998	44,192
借入金	1,360,000	2,880	3,255	3,325	3,627	38,770
合 計	120,578,998	2,566,856	3,023,780	678,587	601,625	82,962

- （*1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

7 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

8 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,763,110千円
勤務費用	78,339千円
利息費用	-千円
数理計算上の差異の発生額	10,434千円
退職給付の支払額	△161,471千円
期末における退職給付債務	1,690,412千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	970,050千円
期待運用収益	6,305千円
数理計算上の差異の発生額	131千円
特定退職共済制度への拠出金	59,616千円
退職給付の支払額	△111,011千円
期末における年金資産	925,092千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,690,412千円
特定退職共済制度	△925,092千円
未積立退職給付債務	765,320千円
未認識数理計算上の差異	△143,331千円
貸借対照表計上額純額	621,989千円
退職給付引当金	621,989千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	78,339千円
利息費用	-千円
期待運用収益	△6,305千円
数理計算上の差異の費用処理額	41,153千円
合 計	113,187千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	5%
その他	4%
合 計	100%

I 決算の状況

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	5,499,189	5,860,250	361,060
	政府保証債	1,400,000	1,405,720	5,720
	計	6,899,189	7,265,970	366,780

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	評価差額(%)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	10,034	10,052	△18
	計	10,034	10,052	△18

(*) なお、上記の評価差額から繰延税金資産5千円を差し引いた額 △13千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

8 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,859,951千円
勤務費用	83,909千円
利息費用	－千円
数理計算上の差異の発生額	△5,462千円
退職給付の支払額	△175,288千円
期末における退職給付債務	1,763,110千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,029,541千円
期待運用収益	7,206千円
数理計算上の差異の発生額	△575千円
特定退職金共済制度への拠出金	60,798千円
退職給付の支払額	△126,920千円
期末における年金資産	970,051千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,763,110千円
特定退職金共済制度	△970,051千円
未積立退職給付債務	793,059千円
未認識数理計算上の差異	△174,181千円
貸借対照表計上額純額	618,878千円
退職給付引当金	618,878千円

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%
長期期待運用収益率	0.65%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,696千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、248,079千円となっています。

9 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	88,775千円
賞与引当金超過額	18,318千円
役員退職慰労引当金超過額	10,870千円
退職給付引当金超過額	170,795千円
未収収益	15,393千円
減価償却否認額	72,077千円
減損損失	157,964千円
その他	44,645千円
繰延税金資産小計	578,837千円
評価性引当額	△539,340千円
繰延税金資産合計（A）	39,497千円
繰延税金負債	
資産除去費用有形資産計上額	△3,005千円
繰延税金負債合計（B）	△3,005千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	36,491千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.46%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.40%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△26.33%
住民税均等割等	1.69%
評価性引当額の増減	7.62%
促進税制特別控除	△1.07%
子会社清算に伴う税務調整額	△1.09%

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日	
-----------------------------------	--

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	83,909千円
利息費用	－
期待運用収益	△7,206千円
数理計算上の差異の費用処理額	41,977千円
合 計	118,680千円

6. 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64 %
年金保険投資	27 %
現金及び預金	4 %
その他	5 %
合 計	100 %

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|-----------|--------|
| 割引率 | 0.00 % |
| 長期期待運用収益率 | 0.70 % |

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,349千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、231,351千円となっています。

9 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	90,966千円
賞与引当金超過額	15,864千円
役員退職慰労引当金超過額	9,591千円
退職給付引当金超過額	166,239千円
未収収益	15,199千円
減価償却否認額	59,918千円
減損損失	7,616千円
その他	184,200千円

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日	
-----------------------------------	--

その他	△0.84 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.85 %

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

当事業年度において、みやぎ発展税の課税実施期間が5年間延長されています。また子会社の譲受によりグループ通算納税から単体納税に変更となっております。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率について、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については前事業年度の28.56 %から27.46 %に変更されましたが、その影響額は軽微です。なお、令和9年4月1日以降開始する事業年度の法定実効税率は前事業年度どおり27.23 %です。

10 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、柴田町その他の地域において保有する土地、建物を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,237,320	937,701

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

11 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の丸森地区事業本部構内舗装、漬物センター工場、槻木支店、やすらぎホールかわさき、蔵王直売センターは、土地所有者との事業用定期借地権契約及び土地賃貸契約を締結しており、賃借期間満了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積にあたり、支出までの見込期間は11年～34年、割引率は0.75 %～1.93 %を採用しています。

I 決算の状況

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日	
繰延税金資産小計	549,593千円
評価性引当額	△ 501,777千円
繰延税金資産合計（A）	47,816千円
繰延税金負債	
資産除去費用有形資産計上額	△ 2,251千円
繰延税金負債合計（B）	△ 2,251千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	45,564千円

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日	
3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	11,140千円
時の経過による調整額	214千円
子会社譲受による増加額	6,162千円
該当施設計上額	15,670千円
期末残高	33,186千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	28.56 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.02 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.21 %
住民税均等割等	1.18 %
評価性引当額の増減	4.23 %
連結納税調整	△ 5.28 %
その他	△ 0.46 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.96 %

10 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、柴田町その他の地域において保有する土地、建物を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時 価
1,673,065	1,163,386

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

11 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の丸森地区事業本部構内舗装、漬物センター工場、槻木支店は、土地所有者との事業用定期借地権契約及び土地賃貸契約を締結しており、賃借期間満了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前年度（令和３年度）
令和３年４月１日から令和４年３月３１日

資産除去債務の見積にあたり、支出までの見込期間は１１年～３４年、割引率は０.７５％～１.２５％を採用しています。

３．当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	18,930千円
時の経過による調整額	103千円
除去債務の消滅による減少額	△7,893千円
期末残高	11,140千円

本年度（令和４年度）
令和４年４月１日から令和５年３月３１日